

令和7年12月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和7年12月4日(木) 午後2時00分から午後2時20分
場 所 市役所4階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14名

(2)農業委員会委員の出席 9名

赤坂 雄司 南河 武 藤原 定嗣 町谷 敏一 南 昇一

射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信

(3)農業委員会委員の欠席 5名

大和屋 君子 家次 幸雄 丹治 正美 石垣 一郎 北庄司 博文

(4)農地利用最適化推進委員総数 7名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 6名

阪本 寿和 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 1名

野出 良之

3 議事説明員

次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について

報告 第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第20号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議 長

先日、農事視察研修に参加くださった委員の方々、お疲れ様でした。また、ご参加ありがとうございました。それでは、只今より12月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員9名、推進委員7名中 出席委員6名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、4 番、南河委員 8 番、南委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第2 報告第32 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用(賃借権設定)の届出について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第3 報告第 33 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いについて、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第4 議案 第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請につきまして、説明します。議案資料も合わせてごらん願います。

番号1

所在： 日根野 地番：●●●●番、 登記は田、 面積は●,●●●m²

譲受人： 日根野●●●●番地 ● ●●

譲渡人： 日根野●●●●番地 ●● ●

議案書番号1の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

番号2

所在： 日根野 地番：●●●●番●、 登記は田、 面積は●●m²

譲受人： 日根野●●●●番地 ● ●●

譲渡人： 日根野●●●●番地 ●● ●●

議案書番号2の位置については 別紙議案資料 3.4 ページをご覧ください。

申請農地は、2筆、現在は稲刈後、休耕地となっております。譲受人の耕作面積は、現在、5,021 m²を経営しています。取得後の面積は、2筆あわせて、累計 6,663 m²です。水稻とトマトなどの野菜、たけのこ等を作付けしています。

申請地から譲受人の通作距離は 0.5km、自動車で 3 分、農作業歴は本人が 16 年、年間従事日数は 250 日、従事者は2名です。農機具はトラクター1台、乾燥機1台、コンバイン1台をリースしており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

番号 3

所在 大木 地番 ●●●●番 登記 田 現況 田 面積●●●m²

譲受人 堺市堺区●●●●●●●● ●● ●●

譲渡人 西宮市●●●●●●●●●●(●●●) ●● ●●

議案書番号 3 の位置については 別紙議案資料 5.6 ページをご覧ください。

譲受人は現在も大木で農業を行っており、仕事の関係上、住民票は堺市にありますが、ほぼ住んでおらず、拠点は大木●●●●番地にあり、そこから通作しています。譲受人の耕作面積は現在、2,451.91 m²で主に花卉、野菜を栽培しています。取得後の経営面積は 2,817.91 m²となり、同じく、花卉、野菜を栽培予定です。申請地から譲受人の通作距離は 0.1km、徒歩 1 分、農作業歴は本人が 8 年、年間従事日数は 200 日です。労働力は 2 人、臨時の労働力も多数います。農機具は耕耘機1台、トラクター1台、を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

以上 3 件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。続いて、日程第 6 議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は 2 件です。もともと、この 2 筆は農地中間管理機構の大阪府みどり公社を通じて、●●●●●が借手として耕作をしており、番号 1 が 5 年間、番号 2 は 10 年間で契約を結

んでいます。今回、●●●●●から●●●●●が借手として当該農地の契約をそのまま引き継ぐ形となるので、残存期間での契約となります。なお、借り手は以前より、●●●●●の従業員として働き、当該農地を耕作していましたが、この12月で、●●●●●を退職し、独立するため、引き続き、個人で残りの期間を経営する予定になります。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

番号1

設定人(貸手) 日根野●●●●●番地 ●● ●●

被設定人(借手) 日根野●●●●●番地の● ●● ●●

設定する土地は 日根野●●●●●番● 地目は田です。 面積●,●●●●m² です。

期間は R8年2月1日~R10年11月30日(期間:2年10ヶ月) 使用貸借権

当初:R5.12.1-R10.11.30 5年です。

番号2

設定人(貸手) 日根野●●●●●番地 ●● ●●

被設定人(借手) 日根野●●●●●番地の● ●● ●●

設定する土地は 日根野●●●●●番 地目は田です。 面積●,●●●●m² です。

期間は R8年2月1日~R11年5月31日(期間:3年4ヶ月) 使用貸借権です。

当初:R1.6.1-R11.5.31 10年です。

主たる経営作物は野菜全般です。主たる従事者本人含めて2名、年間従事日数は250日、農機具はトラクター1台、管理機1台です。

以上、2件は被設定人が耕作を行うための農用地全てを効率的に利用し、耕作を行い、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の農用地利用集積等促進計画に係る認可要件をすべて満たしていると考えます。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上のとおりですが、只今の説明について、何か御意見・異議等はありませんでしょうか。

(「なし」という発声)

議 長

特に意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、12月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
